第1回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会

日 時 令和5年6月9日(金)

午後1時30分

場 所 第1委員会室

次 第

- 1 議長挨拶
- 2 正副会長の選出について
- 3 審査請求書について
- 4 今後の審査方法について
- 5 その他

山陽小野田市議会議長 様

住所 小野田3929 C-202 既 福 口滑也且 請求代表者 電話番号 080-6337-2356

調査請求書

山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、調査請求署名簿を添 えて、次のとおり調査を請求します。

調査請求の対象となる議員 の氏名

山田伸幸

の該当条項

調査請求の対象となる事由 山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条 第 1号、6号

の内容

調査請求の対象となる事由 R4年11月18日提出の陳情書の問題点3つ+1の責任について。 議運審査での虚偽答弁の責任及び法令遵守意識の欠如

は別添のとおり)

調査請求の対象となる事由 陳情書、委員会議事録(3月6日、5月8日議運議事 を証する資料の名称(資料 録)、執行部のアンケート結果、明るいまち、公開質問 状及びその回答、抗議文、政経ジャーナル号外、等

※山陽小野田市議会議長が、山陽小野田市選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に 登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

選挙人名簿登録者である

ことの確認欄

(注) 請求代表者は、自署し、押印すること



条例違反の件

政治倫理条例3条1号違反 市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと。

- 1 職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行なったこと
- 2 明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシー侵害 事実確認のない記事掲載
- 3 立入禁止区域内への許可なき立入
- 4 他人の土地の無断使用
- 5 議会運営委員会での虚偽答弁
- 6 議会運営委員会での法令遵守意識の欠如

政治倫理条例3条6号違反 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

7 職員が業務時間中に公正な職務執行を行なっている最中に、声をかけその職務を妨げた



山陽小野田市議会 議 長 髙 松 秀 樹 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

抽電也

<u>陳 情 書</u> (議会活動の正常化を求める陳情)

中島好人、山田伸幸両市議は山陽小野田市庁舎管理規則第7条に違反し「赤旗」の購読勧誘、 配布、集金等を行っており違法状態にあることは誠に遺憾であり議会の責任として対応する義務 があると考えています。

チェック機関の一員である議員の地位を利用し、不当に「赤旗」の購読勧誘を行っており職員 の職務専念を邪魔するものでもあり到底看過できません。

しかもそこに折り込まれる「明るいまち」には想像だけで事実確認もしていない記事や、個人 を誹謗中傷するような三文記事が垂れ流されている状況です。

また庁内の部署によっては職員以外立入禁止区域が設けられておりますが、守られておりません。これも議員特権でしょうか。議員の議案審査権の前では全ての個人情報が流出しても良いとの考えは間違っており議会の横暴であると考えます。

更に山田議員は竜王中学校正門前の教育委員会が管理する土地において街宣活動を行なったことがあります。もちろん教育委員会に許可は取られていないとのことです。そもそも「市」保有の土地であろうが誰の土地であろうが所有者の了承を得て使用することは当然であると考えますが、山田議員の行為は問題ないのでしょうか。

上記3つの行為は、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条1号の「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」に抵触していると考えています。

議会が二元代表制の一翼を担うものとして「対等な」執行部との両輪の関係保持のために、市 民 100 名以上の署名を待つのでは無く、議会自らが主体的に上記 3 点について調査確認し対応さ れますよう陳情いたします。





应是世界的原理学之会—各种的电影

描述上或以图

•対象者(係長級以上) 237名のうち、140名からの回答(回答率59.1%)を得た。回答者 140名のうち、勧誘を受けたことがあると答えたものが52名(37.1%)となった。対象者 から比較した割合は21.9%となる。

調道定可以在

・勧誘を受けた時間を問うもので、①で「ある」と答えた52名のうち、45名(86.5%)のものが業務時間内に勧誘を受けたと回答した。このことから、議員(元議員含む)による勧誘はほとんど業務時間内で実施されていたものと推測される。

調節について

•この設問は議員等から勧誘を受けたことにより、心理的な圧力を感じたかどうかを問うものである。 「感じた」と回答したものが①で勧誘を受けたと回答したもののうち、82.7%にも及んだ。こ のことから、議員等からの勧誘は何等かの心理的な圧力を感じさせるものであることが伺える。

個効性の原文

•この設問は③で心理的な圧力を「感じた」と回答したもののうち、購読に応じた者を確認するために設けた設問である。③で「感じた」と回答した43名のうち、35名(81.4%)もの職員が購読することとしていた。このことから、議員等から勧誘を受けたら購読しなければならないと感じる職員が多いことが伺える。

活动与于10

•この設問ではいったん断ったにもかかわらず、何度か勧誘された職員を確認するための設問であったが、設問の問が悪かったのか母数が6名に対して、回答者が11名となり詳しい状況は確認できなかったが、**断ったにもかかわらず再度勧誘を受けた**職員がいることは確認できた。

傳動企业。在

•この設問は勧誘時の職位を確認するものであるが、何度も勧誘を受けた職員がいるようで、複数回答を行っている職員が見受けられた。そのため、正確な数値は定かではないが、おおむね課長級で 勧誘されることが分かった。

福创是多种矿

•この設問は職員が最大で何紙程度政党機関紙を購続したことがあるか確認するもので、3紙以上購 読したことのある職員は確認できなかった。ただ、最低でも42名の職員が政党機関紙を購読して いるであることが分かった。



政倫審請求の取り下げをめぐる一連の事態について

8月22日に西善寺自治会の 自治会長が、180名の署名を添えて森山喜久議員に対する政治 倫理審査会設置請求(以下「設置請求」という)を高松議長へ提出した。____

しかしその後、8月25日に政経フォーラム21を名乗る樋口晋也氏が会長宅を突然訪問し、設置請求の内容を「森山喜久議員が自治会長時代の使途不明金約18万円に関する問題」に矮小化した上、この使途不明金に関して森山喜久議員との仲介を行うことを条件に設置請求の取り下げを会長に示唆し迫った。翌26日 会長は設置請求を取り下げるに至った。

1、政経フォーラム21の樋口晋也氏の会長宅訪問の意図は明白である。一つには設置請求の取り下げを会長自らに行わせること。もう一つは樋口晋也氏が、自治会の使途不明金に関して森山喜久議員と会長との仲介役として「当事者」となるためである。

自治会内のトラブルに端を発した今回の設置請求に関して、何の関係もない樋口晋也氏がなぜ 仲介役として乗り出してきたのか。ことは明白である。「森山喜久議員を守り、特定の議員を攻撃 する」ためである。

2、森山喜久議員が自治会長時代に自治会内の各戸から集められた自治会公会堂建設費約700万円を、森山喜久議員は「自宅に現金のまま保管していた」との説明に終始したが、自治会の公金に対する会計処理に疑惑と不信が高まり、私的流用の疑いが持たれた。背景には森山喜久議員のギャンブル問題があり、労組内の積立金の無断借用や借金の返済に追われ、現在は夜間の警備会社へのバイトを行っているほどに窮している。

しかし森山喜久議員は「私的流用があった証拠を出せ」等と逆に開き直り、明確に謝罪しない傲慢な態度が今回の設置請求となったのが経緯である。

3、設置請求は市民の権利であり、議長に提出後に第3者が提出者宅に押しかけ、「執拗に、理論的に、設置請求内容を矮小化」した上、特定の議員の責任を問題にして「攻撃ビラ」まで手際良く印刷・配布を始めている。このような一連の動きは、市民の基本的な権利を侵害する重大な事犯であり到底看過するわけにはいかない。

樋口晋也氏はこれまでも長谷川知司議員や山田伸幸議員に対しても既に同じような行為を行っており、議会制民主主義への重大な挑発行為といえる。

4、政経フォーラム21の樋口晋也氏は高松議長とじっこんの間柄であることは衆目の一致するところである。樋口晋也氏の今回の一連の行為に関して高松議長の「理解と了解」があったのかどうかが問われている。

特に今回、樋口晋也氏の一連の行動に関して高松議長や会派創政会のメンバーの関与が疑われるのは、樋口晋也氏が一会長宅で横領「容疑」という設置請求書に書かれていた文言を口にしたからである。新聞報道でも掲載されていない文言であり、議会事務局に提出後、市民には未開示の設置請求書を樋口晋也氏に渡した者がいたことは明白である。

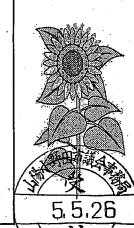
いずれにしても議長に提出された設置請求という市民の権利がこのような形で侵害され、それに議員の関与が疑われ事態は、まさに市民の権利が地に落ち、議会が無法地帯となってしまうことになる。

5、今回の事例では、高松議長が特定の会派に所属していることが今回の設置請求取り下げの一連の事態において疑惑を招く一因ともなっている。高松議長が所属する会派の一員である、森山喜久議員を守る立場に自分を置いているからである。議長職にある者がこのような特定の会派の便宜と利益のみを追求するようでは公平・公正な議長職は務まらない。

政倫審 取下げ事件

高松議長の

はなかったのか



★ 明るいまちはしんぶん赤旗に折り込んでお届けします。日刊紙3.497円日曜版930円分

市民が提出した政倫審設置 名で矢田議員を対象に先の

請求に関して「市民を騙し

た。この請求は後日取り下

長盆派 のやると

政倫審設置請求が会派創政会から提出されました。 た政倫審設置請求に対抗するように、 矢田議員と共産党議員団が提出した森山議員を対象とし 矢田議員を対象とする

る政倫審の設置請求が 名連署とともに提出しまし 先に森山議員を対象とす が市民180

て提出させた」として設置 請求を提出したものです。

全く問題視されていないこ 代に、自治会館建設のため の積立金を「自宅保管」して いたと強弁してきた問題が った森山議員が自治会長時 この事態で一 そもそも事の発端とな 番の問題

会(松尾会長9名)から中岡

その後、今度は会派創

政

議員・伊場議員・宮本議員

政倫審設置請求を提再度出

ました。

員と共産党議員団が連名で

げられたことから、矢田議

入金記帳した不明瞭 金を総会の9日後に 約700万円もの公 会総会で追求された は、 政 倫 創政会が提出した 森山議員が自治 審 設 置請求で

ません のに、創政会はそれをこと 流用が疑われている問題な な問題で、森山議員の私的 さら問題にしようとしてい

す。 総会の場で自宅保管を強調 問題について、臨時自治会 とする文書を配布していま るを得なくなりモチベーシ の大金を自宅保管していた 森山議員は約700万円も ョンが下がった」 由について した上で、自宅保管した理 会長職を2年引き受けざ

> らないことです。 する混同は、自治会長とし て、議員としてあってはな 金の不適当な管理を正当化 やる気を失ったことと公

とする申し入れを行いまし 求書を受理すべきではない 議長に対して、当該設置請 議員と共産党議員団は高松 この事態を受け、7日矢田

より公開 0 松

5項について訂正が求めら 室に呼ばれ先週の記事の第 れました。 の日に共産党議員団が議長 も言っていない 「森山議員を守るとは . 特定の会派の便宜を図っ

る

呼んでいます。 特定会派への肩入れ疑惑を が、離脱していないことが 申し入れを行っていま めに会派を離脱するように として公平な議会運営のた して共産党議員団は、議長 た。しかし、高松議長に このような申し出で ਰ 対

も疑問です。 長を通じて手渡されたこと けるようにとのことで、 口晋也氏が公開質問状を届 また、共産党議員団に

る街頭総行動 5.26

安倍元首相の「国葬」「県民

6日(金) 18時

高松議長から、議会開会

するようなことはしていな い、公正・公平を心がけてい たことはないし利益を追求 しんぶん赤旗に折り込んでお届けします。日刊紙3,497円日曜版930円

森山議員への政治倫理審査会請求の真実

令和4年8月22日 氏から議長宛に市議会政治倫理条例による調査請求書が提出 その調査請求の内容は森山喜久議員による「業務上横領違反容疑」ということでした。

5.26

本会、政経フォーラム 21 がこの件を取材するに至った理由は以下によることからです 1. 現職議員の横領事件が事実であれば決して許されることではないこと。

2、マスコミから森山議員の横領事件の捜査が警察によって行われているという報道もない 何故「横領」という容疑者のような扱いの表現になっているのかということ。

事実だとすればまさに刑事事件であり、捜査当局の役割となるところであるはずが議会に対して の調査依頼というよくわからない取り扱いをしていること。

このことから当事者の2人、上記の 氏と森山氏への取材を敢行した。

氏を訪ね取材した。ポイントは森 山氏が自治会員から徴収した大金を2年間も の間、通帳に入れていなかったことについて、 現金は決算までに全額確認済みとのこと。ま た、辻褄の合わない 円については森 山氏より回収したいとのことでした。 受けた印象としては、氏のその姿勢は純粋 なものであり特段の違和感は感じませんでし

そこで2にについて 氏に確認。

た。

本紙「横領違反容疑というキーワードはい かにも警察が捜査をしているイメージと受 け止められるが警察にも告発されているの 氏「昨日(24日)、警察が2名家に 来たので内容について説明した。その時に警 察から告発するかを聞かれたが、告発の考 えはないことを伝えた」とのことでした。

黒幕が存在か?

では何故横領という言葉を使ったのか聞 いたところ、「新聞社にも私は一度も横領と いう言葉を使ったことはない。山口新聞に 説明をしたら勝手にこの言葉が使われてい た」と強く否定されました。

ならば何故新聞社が横領というキーワー ドを使ったのかを訪ねると「それは山口新聞 が勝手に書いたこと」との話でした。

は、「私は横領という言葉はこれまで一度も・ 使ったことがない」とさらに強く念押しをさ れたので、政治倫理審査会の請求書に横領と いう言葉は使ってないか尋ねたところ、「使っ ていない」と断言された。その態度はとても 自然でした。

そこで念のため審査請求書の確認を申し出 たところ、本日(25日)事務局で控えをもらっ てきたとのことで躊躇なく開示されました。 しかし見てみるとそこには

「森山喜久議員」「業務上横領違反容疑」と 明確に記載されていました。

黒幕は同僚の市議会議員

本紙「推定無罪のものに対して、警察への 告発もなく、捜査もない中で横領違反容疑と いう表現は、市民に対していかにも捜査が進 んでいる容疑者であるかのような表現で問題 があると考えます。そしてこれは市民の権利 の乱用に当たるのではないかと感じていま す。森山氏の問題とは別にこれは記事として 書かせていただくことになります」と に指摘しました。大変驚いた様子で「この請 求書は私は作っていない。今初めて見た。こ れは私が作ったのではない。黒幕がいるんで す」との弁でした。

本紙は「それは一体どういうことか、正・

山陽小野田市議会 議長 高松 秀樹 様

政経フォーラム 21 代表 樋口晋也

公開質問状の申し入れ

8月29日、中島好人議員と山田伸幸議員両名が、議長宛に「政倫審取下げをめぐる一連の事態について」を標題とした書類を提出しました。

私はこの件を翌日 30 日に Facebook で知り 2022 年 8 月 31 日に議長に事実確認し抗議 したところです。

ここに記載されています内容は、全く問い合わせをいただくこともない中で想像の域を 出ておらず、人を貶めるもので名誉を毀損するものであります。山陽小野田市議会にこの ように市民の人権を無視するような輩(やから)がいることは看過できません。

よって別紙、公開質問状においてその事実確認をさせていただきたくご配位を賜りますようお願いいたします。

以上





公開質問状

- 1、2022 年 8 月 29 日、議長に提出された書面は、「政倫審取下げをめぐる一連の事態について」の標題がありますが余りにも稚拙な文面で何を求めている書類かわかりません。中島好人議員の Facebook を見てみると、「取下げの真意についての申し入れをおこなった」とありますが、議長に提出された書面にはそのような文言が一言もなく事実確認の必要を感じています。そもそもこの書面を提出された目的をご回答下さい。
- 2、上記1のような文面は中島氏が考えて作成されたものでしょうか、山田氏が作成されたものでしょうか。2名揃って相談して作成されたものではないことは明白です。大の大人が2名揃って相談した結果、目的も記さないようなお粗末な書類を作成することはあり得ません。どちらか作成されたのか明確にご回答下さい。
- 3、2022年8月31日、議長にこの文書について抗議に行った際に、この書類については中島、山田両名が了承の上で議長預かりとしているとの説明がありました。「議長預かり」で了承できるならこの書面を提出した意味がわかりません。何故提出されたのか、目的は何だったのか整合性が取れるよう明確にご回答下さい。
- 4、政経フォーラム 21 の樋口晋也の行動の真意について様々な記述がありますが、直接の取材も聞き取りも問い合わせも一切受けておりません。その内容はどのようにして確認を取ったのか具体的にご回答下さい。
- 5、提出者名が市議会議員となっておりますが、この件については2名の市会議員として の行動でしょうか、共産党議員団でしょうか、日本共産党の政党支部としてでしょう か確認のためご回答下さい。
- ※ 尚、本公開質問状に対しまして、権力を持つ市議会議員の立場で弱者である市民を無 視することなく、明確な回答を 2022 年 9 月 9 日までにいただきますようお願いいたし ます。
- ※ 今後書面を出されるときは何が目的か記載されることをお勧めします。



政経フォーラム 2 1 樋口晋也 様

日本共産党山陽小野田市議会議員 中島好人 山田伸幸

「公開質問状」への回答

9月1日に高松市議会議長を通して渡された貴殿の「公開質問状」に対して次の通り回答します。

1, 私たちが8月29日に高松議長宛に提出した「政倫審請求の取り下げをめぐる一連の事態について」と題する書面の提出の目的は次の通りです。

すなわち、この書面で記述している。 殿が 氏に不当な働きかけをしたことが認められるところ、同申立内容を貴殿が知るにあ たっては、高松議長の関与が疑われることから、そのような疑惑を招くことのないよう、か ねてから求めていた高松議長の特定会派からの離脱が必要であることを指摘したものです。

- 2, 1の書面作成者は、私たち市議会議員二人です。
- 3, 私たちが「議長預かり」を了承したことはありません。それゆえ、これを了承した ことを前提とする質問には答えません。
- 4, 貴殿が 氏宅を訪問したときの貴殿と 氏とのやり取り、そのときの状況については、 氏から矢田松夫市議を通して聞いています。

本書面では、その聞き取り内容から合理的に推測できる貴殿の行動の意図などについて、私たちの見解を示したものです。 なお、聞き取った内容などから判断して、貴殿からの聴取は必要ないと判断しました。

5, この書面の提出は、文字通り私たち2名の市議会議員としての行動です。

なお、本回答の時期がこのタイミングとなったのは、議員活動の中、検討に必要な時間 を確保しなければならなかった等によるものです。何卒、ご理解下さい。

もとより、このような質問状への回答するかどうかは任意であり、回答期限については 一方的に義務づけられるものではありません。 なお、貴殿は「政経ジャーナル」を発 行して広く市民に配布しており、特段の発信手段を持たない市民と同列には論じられない と理解しています。

また、貴殿があえて森山議員の金銭問題について、 氏との間の協議の場を持って立 会人になることを提案するなど、この問題を報道するにとどまらない準当事者的な立場で 関与しようとしていることについても、一定の留意をしつつ回答をした次第です。

以上

5.5.26

山陽小野田市議会 議 長 髙松 秀樹 様

> 政経フォーラム 21 代表 樋口晋也

陳 情 書

9月1日付けで議長を通じて提出いたしました中島、山田両議員への公開質問状につきまして、回答期限を9月9日までとお願いをしておりました。

しかし、本日議会事務局長に確認しましたところ、「しっかりとした回答を作成するつも りでいるが一般質問もあるし議会中のためにそれが叶わないので今月 15 日に回答する」と のことであったとの話を受けました。

これは甚だ身勝手な理由であり、到底認められません。議会会期中を理由とするならば、何故自分達の要望である政倫審の審査請求をこの時期に提出されたのか、また同日に申し入れを行ったのか理屈がとおりません。

8月29日に提出すれば14日以内の9月定例会期中に政倫審の立ち上げとなることは充分に承知して提出されたものであると考えております。にも関わらず議会会期中を理由に この度の質問状に対してだけ議会会期中を理由に回答期限を伸ばすことは身勝手な行為でありそこに整合性はありません。

私は議員 2 人の連名で議長に提出されました文書に実名にて誹謗中傷を受けました。私としましてはこの名誉毀損事件を見過ごすことはできませんが、この公開質問状の回答を得ることから順序立ててこの名誉毀損事件については告訴も含めて取り組んで参る所存です。しかし上記のような対応では私の名誉を挽回する時間がずれ込みその機会が奪われることとなり、その間に悪い噂が広まっているのが現状です。しかしながら議員という権力を持つお二人が相手であり一市民の私には成す術もありません。

どうか貴市議会におかれましては、この緊急事態を踏まえ何卒ご配位を賜りますようお 願い申し上げます。

以上



山陽小野田市議会 議長 高松 秀樹 様

市議会の正常化を求める市民の会 代表 盛重 耕二

連絡先

要望書

開かれた市議会の運営と市民参画のための議会改革推進に敬意を表します。

さて、現在の山陽小野田議会は市民には理解できない、異常ともいえる事態が続いています。 政倫審の設置請求が次々と連発され、その設置請求の取り下げや、それに関連して特 定議員を非難する「怪文書」が厚狭地域に配布されたばかりか、その「怪文書」を証拠書類とし た政倫審設置請求が議長会派から出されました。

またこの 9 月議会では、議長会派の全議員が一般質問を放棄するなど、議会改革先進の議会として本来あってはならない、議会改革を大きく後退させるような事態、ある意味では異常ともいえる事態が議長会派に所属する議員が主導する形で行われています。

このような事態に対して、高松議長の対応に大きな疑問符が生じています。これは一体どういうことなのでしょうか?

なぜ高松議長は、この異常事態を収めるために積極的に動こうとされないのでしょうか? 特に高松議長が所属する会派の議員が森山議員を「守るため」だけに結束し、一般質問もせずに議会内の多数派工作を進め、高松議長がそれを静観する、そのような事態に見えます。

このような市議会は、市民にとってはまさに「百害あって一利なし」であり、直ちに高松議長の職権で事態収拾のために尽力をされること、なおこの要望書に回答されることもあわせて要望します。以下、要望項目です。

記

- 1、森山問題に端を発した市議会の異常事態だが、本来、森山議員には市民への説明責任が 求めらており、そのことを抜きにしては何事も解決しない。
 - それは森山議員が所属する議長会派自身の責任でもあり、そのことからも高松議長の責任で説明責任を果たすようにしていただきたい。
- 2、高松議長は現在の市議会の異常事態を直ちに収束させること。
- 3、この要望書に対して速やかに回答すること





以上

山 議 第 1 1 4 5 号 令和 4 年(2022年) 1 0 月 2 8 日

市議会の正常化を求める市民の会 代表 盛 重 耕 二 様

> 山陽小野田市議会 議長 髙 松 秀 樹

10月5日付要望書に関する回答について

貴会におかれましては、市議会の活動と運営に対し、注視をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、要望書の内容について下記のとおりご回答申し上げます。

記

- 1. 「このような事態に対して、髙松議長の対応に大きな疑問符が生じています。これは一体どういうことなのでしょうか。」
 - →このような事態とは「議長会派の全議員が一般質問を放棄する」 ことを指していると思われますが、議長の一般質問への対応として は、各議員や各会派に対して自由に行う、行わないことを決めるこ とができる一般質問を強要することこそが、議長の公平性、中立性 の観点からも問題があると考えています。もちろん会派「創政会」 の全員が一般質問をしないことは承知をしていましたが、そのこと に対して議長として正式に言及することは、中立性の観点から差し 控えております。
- 2. 「なぜ髙松議長は、この異常事態を収めるために積極的に動こうとされないのでしょうか」
 - →異常事態とは会派「創政会」全員が一般質問を行わないことと 政治倫理基準違反の調査請求書が2本提出されたことと読み取れ ますが、一般質問については上記のとおり議長の権力を使うこと が、権力の濫用に当たり、許されるものではありません。また、 政治倫理基準違反の調査請求書については、請求者が「所定の様 式で平穏に提出」されれば議長には受理をする義務が生じます。



提出されたときに、議長が、恣意的な判断を行えば、請求者の意思と権利を阻害することになり、議長の公正性を失うこととなります。

もっとも、請求書が提出される前に議長としての助言を求められれば、適切な助言ができたと考えています。

- 3. 「直ちに髙松議長の職権で事態収拾のために尽力されること」
 →政倫審の対象議員の地位は結論が出るまで不安定になります。議会を統括する議長としては、一刻も早い事態収拾を願ってはいるものの、審査独立の観点から、議長の職権は、審査会には及びません。しかしながら、今後も必要に応じ助言については行っていくつもりです。
- 4. 「本来、森山議員には市民への説明責任が求められており」
 →今回の議員による政治倫理基準違反の調査請求書の提出前に、森山議員の地元自治会から同様の政治倫理基準違反の調査請求書が提出されました。その数日後、請求代表者が取り下げに来られた際に、事実関係や自治会員の思い、請求代表者の思いなどをお聞きしました。その際に議会の代表者である議長として森山議員に対し、自治会員全員に納得できる説明と謝罪を行わせることを請求代表者に約束しました。

しかしながら、その後、議員による政治倫理基準違反の調査請求が行われ、現在、審査中となっています。議長として、審査結果に口を挟むことはしませんが、市民への説明と謝罪は求めていくつもりです。

5. 「髙松議長は現在の市議会の異常事態を直ちに収束させること」
→議長として今回の事案は市議会に混乱を来すものであると考えています。市民が政治倫理基準違反の調査請求書を取り下げたにもかかわらず、同様な事案で議員が政治倫理基準違反の調査請求書に関連して、別議員が政治倫理基準違反の調査請求書を提出したことは、政争であるかのような感じがします。そもそも別な方法で解決できたのではとさえ感じています。しかし、前述しましたとおり正式に提出され、政倫審が立ち上がった以上、審査を見守る義務があります。



最後に、一部議員などから議長の公平・公正性について疑問視する論調で記事にされているものを散見しますが、全く偏見に満ち、名誉を棄損するものにほかなりません。この一年間、私は、最終意思決定機関の議長として、常に公平性、公正性、中立性を念頭に置き、代表権、秩序保持権、議事整理権、事務統理権を行使してきたと自負しています。それは、どの議員、どの会派であろうと同様です。

また、議会は言論の府であり、我々議員は言論を使命としています。言論こそが議会の要諦です。

今後も議会制民主主義の本旨にのっとり、精度の高い言論を通して「市民から信頼される議会」、「市民の期待に応えることができる議会」になるように邁進をしていきます。何卒、御理解と御協力をお願いいたします。



第39回議会運営委員会記録

令和5年3月6日

【開催日】 令和5年3月6日(月)

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時~午後1時53分

【出席委員】

委員長	大	井	淳一	朗	副委員長	宮	本	政	志
委員	伊	場		勇	委員	笹	木	慶	之
委員	森	Щ	喜	久					

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	中	村	博	行	議員	中	島	好	人
議員	山	田	伸	幸					

【執行部出席者】

総務部長	川地	諭	福祉部次長兼健康増進課長	尾	Щ	貴	子
------	----	---	--------------	---	---	---	---

【事務局出席者】

局長	河	П	修司	局次長	島	津	克則
主查兼議事係長	中	村	潤之介	議事係書記	若	野	みちる

【付議事項】

- 1 令和5年第1回(3月)定例会に関する事項について
 - (1) 追加議案について
 - (2) 議事日程変更案について
- 2 議会活動の正常化を求める陳情について
- 3 山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例について
- 4 その他

全員協議会の開催日

午後1時	開会

大井淳一朗委員長 皆さんから、よろしいですか。それでは、(1)は以上としま す。それでは、御退席願います。お疲れ様でした。

(執行部退室)

- 大井淳一朗委員長 それでは続きまして、(2)議事日程の変更案について。説明を求めます。
- 中村議会事務局主査兼議事係長 先ほど執行部から説明がありました議案1件については、3月10日、金曜日午前10時から本会議を開会しまして、まず、当初予定どおりの令和4年度関係の議案の委員長報告から採決まで、そして、本会議初日に議案の提案理由の説明までありました令和5年度関係議案の21件に対する質疑及び委員会付託、それが終わってから、議案1件を上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託という日程変更案を提示しております。それ以外についての変更はありません。以上になります。
- 大井淳一朗委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さん、よろしいですか。それでは、付議事項1点目は以上とします。付議事項2点目、「議会活動の正常化を求める陳情」についてですが、皆さん裏面にあります内容の陳情です。これにつきましては、共産党議員団の2人に委員外議員としての出席を求めております。

(中島好人議員、山田伸幸議員 着席)

大井淳一朗委員長 それでは、ただいまより付議事項2点目、議会活動の正常 化を求める陳情についてです。共産党議員団の2人に来ていただきまし た。裏面にあります陳情書、項目が大きく3項目に分かれておりますの で、今日は事実確認が中心になると思いますが、項目ごとに行きますの で、よろしくお願いします。それでは皆さんから、事実確認したいことがあれば挙手をしていただき、それに対して答えていただく形になりますのでよろしくお願いします。初めに、まず1項目です。具体的には、冒頭から、三文記事が垂れ流されている状況です、までについてとなります。

- 森山喜久委員 事実確認ということなんで、では、市庁舎において、赤旗の購 読、勧誘、配布、集金等を行っていらっしゃいますか。
- 山田伸幸議員 はい、行っておりますが、これは、政党の議員として当然の活動をしてきたと考えております。また、それは何ら法に触れているとは考えておりません。
- 森山喜久委員 どういった時間帯でしょうか。
- 山田伸幸議員 時間帯的には、昼休み若しくは業務時間外というのを心がけて おりますが、ときにはその中に入ることがあるかもしれません。それは、 そのときに応じて配布等を行っております。
- 森山喜久委員 こっちに書かれている市庁舎管理規則の関係で言えば、それに 違反しているのではないかという表現がありますが、違反していたという認識はありますか。
- 山田伸幸議員 市庁舎管理規則は当然認識しておりますけれど、我々も非常勤 とはいえ地方公務員、特別公務員という立場でありますので、ある程度 のそういった行動は許されるものだろうと考えております。
- 森山喜久委員 先ほど、昼休み若しくは執務時間中にも掛かっているかもしれ ないという話があったんですけれど、2段落目にある赤旗の購読勧誘を 行っている分で、職員の職務専念義務を邪魔しているのではないかとの

指摘もあるんですが、それについてどうお考えですか。

山田伸幸議員 職務専念義務に違反することはしていないと認識しております し、もし時間を取れないと言われれば、無理に割って入ってそういった 行為をするということはあり得ません。

大井淳一朗委員長 購読の勧誘について聞いていますが、ほかにありますか。

宮本政志副委員長 冒頭、1行目に「山陽小野田市庁舎管理規則第7条に違反 し」とあるんですけど、この第7条を御存じでしょうか。

山田伸幸議員 ここで読み上げなくちゃいけないということですか。はい。

- 宮本政志副委員長 御存じだということでした。これに違反と書いてあるんで すけど、第7条に違反していると思われますか。
- 中島好人議員 これは地方公務員法上、公務員の政治的行為に対する制限については、条例でない限り制限できないとなっています。条例上はそうなっています。だから、「物品の販売、宣伝、その他の商行為又はものの勧誘若しくは寄附の募集その他これらに類する行為」とあるわけですね。政党の政治活動については、これは条例でない限りは規制できないと。だから、法の解釈では、こういうものとはまた違うんだとなっています。
- 宮本政志副委員長 私の質問は、こちらには「違反し」と書いてあるんですけ ど、では、違反していると思われますかどうかということなんです。

中島好人議員したがって、違反していないということです。

笹木慶之委員 法的な見解の部分を示されましたが、申出者につきましては、 「違法状態にあることは誠に遺憾である。議会の責任として対応する義 務があると考えています。」とおっしゃっているんですけど、ただ、問題は、執行部からそういう指摘はありませんでしたか。管理規則にどうこうですよということは。

山田伸幸議員 今までもそういった指摘を受けたことはありませんし、私たち も業務妨害をしたという経験はありません。

大井淳一朗委員長 よろしいですか。そのほか、購読勧誘について。

- 宮本政志副委員長 上から6行目と7行目、「「明るいまち」には、想像だけ で事実確認もしていない記事」とありますけど、このことについてはど う思われますか。
- 大井淳一朗委員長 「明るいまち」のほうに入りました。そちらのほうでどう ぞ。
- 山田伸幸議員 「明るいまち」についてこのように書かれるのは、私たちは心外であります。他人を誹謗中傷だとか、三文記事とまで書かれておるわけですが、それは、これを書かれた人の受け取り方であって、そんなことはないと私は考えております。
- 伊場勇委員 「明るいまち」について、事実確認もしていないと書かれていますが、記事の内容については、しっかり事実確認をされているという認識の下で書かれているということですね。
- 山田伸幸議員 限界はありますが、事実確認をできないようなことを書くこと は基本的にはないと考えております。
- 宮本政志副委員長 言葉尻を取るわけじゃないですよ。基本的にはないとおっ しゃったんですが、全くないんでしょうか。それとも、基本的にはとい

うことは、あるときはあるということですか。

- 山田伸幸議員 ですから、この陳情書が書いているように、受け取り方によってはそうなんだなとしか思えません。
- 中島好人議員 質問されていないですが言います。委員会ということで、僕はこれが上程された際に、委員長に対して、「一つの政治団体の代表者から出て、一つの政党に対してうんぬん申し入れること自体がおかしい話だ。取り上げるべきではない」と主張したことを思い出したわけですけども、それぞれの政党が、それぞれの責任の中で、そういう文書を発行しています。そのことについてね、議会がどうこうというか、審査するということ自体がどうなのかと思ったから、取り上げるべきではないと主張したわけです。本来、各政党が責任を持って発行したものに対して、各政治団体の代表が、これはおかしいんじゃないかと議会に求めたり議会の中で審査してほしいと言ったりしていいのか。いちいち議会が取り上げていいものか。そもそも、この陳情者自体は、共産党市議団をぶっ壊すと言っている。この目的のためにだけに出された陳情を、まともに取り上げて、どうこうと審議していくという今の在り方で本当にいいのかと。反対に僕はそう思いますけども、どうなんでしょうか。
- 大井淳一朗委員長 これにつきましては御意見として受け止めますけれども、 陳情書については、日本国憲法第16条で保障されている請願権を基に 出されておりますので、形式が整っている限り、平穏に出されているも のであれば受理せざるを得ないというのが見解となります。おっしゃり たいことは、今言われたとおりだと思います。言われたとおりに受け止めます。
- 森山喜久委員 議員の地位を利用し、不当に赤旗の購読勧誘を行っておると書かれていますが、この事実確認をお願いします。

- 山田伸幸議員 議員の地位を利用しというのが、私はよく分かりません。誰か 職員を引っ捕まえて、その人に対して、「取れ」とか、そういうことを したことは全くありませんし、必要な情報はこういう形で出されている ということを言うことありますけれど、私たちが地位を利用して上から 押しつけるような形でやったということはありません。
- 中島好人議員 聞かれているわけではないですけど、言います。やはり政党の機関紙を購読するということは、本来、本人の自由であり、任務を遂行するために政党機関紙を活用するということは、全国の自治体でも広く進めている実態があるわけです。これを制限することはできないと司法でも認めているわけですね。そういうことはできないということは、川崎の裁判所で判決がもう出ている。読み上げましょうか。いやいや、川崎の判決を読み上げましょうか。必要か必要じゃないかで。

大井淳一朗委員長 どうぞ。

- 中島好人議員 これは、横浜地方裁判所の川崎支部が、市職員が政党機関紙を 購読して、各種の情報を入手し、それを職務上に生かすことは最大限に 尊重されるべきであって、いかなるものであっても、それを制約するこ とは許されないことは当然であると。これが地裁の判決の結果です。以 上です。付け加えて言っておきます。(聴取不能)
- 中島好人議員 今までも、政経ジャーナルという公のね、県に提出されて、も う代表としてきちんと出ているわけですから、これは、ここに名前だけ でちゃんと書いてないからといって、そういうことが通用する問題じゃ ありません。もう、そういうことは公になっているわけだから。私はそ う思います。
- 大井淳一朗委員長 ただ、今この陳情書を見る限り、住所と名前しか書かれていませんのでね。例えば、その上で髙松議長の名前書かれているんです

が、これは公人としての髙松秀樹様ということで、この肩書があるからこうなるんで。政治団体の名前が、樋口さんの場合、今回書かれていないので、個人として出されているという認識だと思います。ですから、今、政治団体の代表と言われた発言が違うんじゃないかということです。1項目めについて、よろしいですか、事実確認は。(「はい」と呼ぶ者あり)これは、以上とします。続いて、「また、庁内の部署において」というところと、「議会の横暴であると考えます」までです。立入禁止区域のところについてです。

- 山田伸幸議員 この部分の指摘についてですが、執行部は職員以外立入禁止区域としております。私たち市会議員は、先ほど言ったように地方公務員としての特別な任務もあろうかと思います。そこで仕入れた情報を勝手にどんどん流したり、流すべきでない情報を流出させたりということはしていないし、それを誰かに告げたりしたこともありません。立入禁止区域というのは、ここは入っていけませんよというように赤色と黄色で示されておりますが、それについては守っていますし、一般のところでも「ちょっとええかいね」という形で、「ええよ」と言われたところは、そこで執行部が椅子を用意して話をするということはよくありました。
- 中島好人議員 付け加えて言いますけども、私たちも、要するに非常勤の特別職であるということもあって、配布や集金については常識的な範囲で行ってきたと思っています。この指摘を受けて、より厳密にすべきではないかということで、議員団で話し合って、今後はそこに入らない、カウンターの中に入らないと。現在では、そういう方向を取っております。

大井淳一朗委員長 ちょっと2人、マイクを切ってください。

森山喜久委員 確認なんですけど、赤色と黄色の職員以外立入禁止区域の部分 には入っていないということですか。

- 山田伸幸議員 入ることはありませんけれど、いろんなことで部長とか課長と かと話すことがあったときに、どうぞと言われたら入っております。
- 森山喜久委員 赤色とか黄色の部分が明確でないところには、カウンター内に も入っているということでいいんですか。
- 山田伸幸議員 明確でないというところが、カウンター自体一続きで、その端っこに黄色いのがあって、その先にはない場合もありますけれど、入っているときは、大体の場合に許可を得ています。しかも、先方から椅子を広げて、どうぞ座ってくださいということはよくあります。ただ、最近は、この指摘を受けてから、そういったことをしないように気を付けて、あるときは執行部の方に声を掛けて、カウンターに呼び出して話をするということはあります。
- 宮本政志副委員長 入るときがあるとおっしゃるのは、そもそもこの陳情書は、 赤旗の購読勧誘とか配布とか集金等という行動の前提がうたってありま すから、赤旗に関係することで、部長とか課長が「入っていいですよ」 と言われたときに入ったことがあるのか、あるいは赤旗とは関係なく、 議員として担当課に用事があって、行ったら「入っていいですよ」と言 われたとき、どちらですか。両方ですか。
- 山田伸幸議員 いろいろです。やはり相手が忙しくしていたり、周りに職員がいてとてもそういう状況ではなかったりというときは入っておりませんし、それは常識の範囲内です。(発言する者あり)いや、だからそれは良識の範囲内で行動しています。
- 大井淳一朗委員長 確認しますが、赤旗の購読勧誘のときも含めて、状況によってはカウンター内に入ったことがあったということでよろしいですか。
- 山田伸幸議員ですから、それは許可を得た上でのことです。

大井淳一朗委員長 はい、分かりました。

- 中島好人議員 付け加えてもう一度言いますけど、現在は一切カウンターの中に入らないようにしているということです。これは、僕らもやっぱりある意味では指摘を真摯に受け止めて、改善すべき点は改善していくという態度を持っていますんで、現在は一切ありません。
- 宮本政志副委員長 議員の議案審査権の前では全ての個人情報が流出してもよいとの考え方は間違っているとあります。このことに関しては正しいと思われますか。
- 山田伸幸議員 なぜ、このように書かれたのかは分かりませんけれど、個人情報が流出していいはずがないし、それをあたかも個人情報を得るために 私たちが入っているというような書き方をされるのは心外であります。
- 大井淳一朗委員長 そのほか、この項目で、よろしいですか。笹木委員もよろ しいですか。(うなずく者あり)では、続きまして、「さらに、山田議 員は」からの項目です。街宣のところですね。
- 伊場勇委員 竜王中学校正門前において、街宣活動を行ったことがあるのかど うかを、まずお聞きします。
- 山田伸幸議員 私どもは街頭宣伝をいろんなところでやることがあります。ここに書かれている、竜王中学校門前で選挙期間中にやったことはあります。しかし、それは授業時間外というのははっきりしております。私は、病院の近くだとか、あるいは学校の近くとかでやるときには、授業が行われていたり、あるいは診療が行われていたりということが明らかである場合は、絶対にそういったところの近くではやりません。ここに書かれている場所は、教育委員会の管理地であることが明確になっている札

もないですし、私たちは、政治活動の自由としていろんなところで街頭 宣伝を行っているわけでありまして、そこでやるなと言われることもあ ります。そういった場合は、速やかに撤退して、そこを離れるようにし ております。

- 伊場勇委員 場所については、許可を取るのは当然だという文章がありますが、 このことについて、今のお話によると、所有者の許可を取られていない んですかね。
- 山田伸幸議員 許可を得なくちゃいけないところもあるので許可を得たことはありますが、それ以外でこちら側がわざわざそこを調べて、誰の所有か調べてから街頭宣伝をするということはありませんでした。しかしながら、こういったことを指摘されるということが、やはりどういったものなのか、私たちの政治活動の自由に対する干渉であると、はっきりと考えますし、私たちは、こういった政治活動の自由をここの場で取り上げること自体が問題であると考えております。
- 宮本政志副委員長 今の伊場委員の質疑にも関連しますけど、真ん中の2行目の終わり頃に、「そもそも市保有の土地であろうと誰の土地であろうと、了承を得てと書いてある。このことについての山田議員の答弁からすると、許可はそもそも全く必要ないというように受け止められたんですけど、どうですか。許可は必要ないよ、街宣をやっていて、出ていけと注意されたら、すぐ出ていっていますよというように受け止めたんですけど、どうですか。
- 山田伸幸議員 そもそも私たちの選挙期間中、期間外にかかわらず、政治活動 の自由として、街頭宣伝活動を行っております。様々なところで行って おりますし、1か所だけ許可を得たらやってもいいよというところを知っておりますので、そこについては許可を得た上でやっております。これまで、かなりの期間でやっておりますが、今まで、「そこはうちの土

地だからやるな」と言われたことはありません。そこまで配慮する責任があると言われれば、その方の受け止めであって、もし皆さんがそう思っておられるのは、もっとたくさん、いろんな苦情が私どものところにあろうかと思いますが、そういった苦情が寄せられたこともありません。

- 宮本政志副委員長 いや、山田議員、少し違うんです。私が聞いているのは、 そもそも許可は必要ないと思っていらっしゃるのかどうかなんです。
- 山田伸幸議員 許可を求められるのであれば、許可を求めます。許可していた だくようにお願いします。しかし、私も1日に何十か所もやったことも ありますけれど、そこで全ての許可を得るということはしておりません。
- 大井淳一朗委員長 1点だけ確認したいんですが、教育委員会が管理する土地 だと認識して、街宣活動をしていたという理解でよろしいでしょうか。
- 山田伸幸議員 そこにはそういった表示はまるでありません。何も書いておりませんし、そこが、教育委員会の敷地外という認識しかありませんでしたので、そこが管理地であるというのは、この陳情書が出て初めて知りました。
- 大井淳一朗委員長 この項目、よろしいですか。それでは、全体的に皆さんから何か聞きたいことがあればお願いします。事実確認はよろしいですか。よろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)笹木委員もよろしいですか。(うなずく者あり)創政会もよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)
- 中島好人議員 前に本人が出てきたときに、共産党市議団をぶっ壊すと。そういう形の中でこの陳情書が出されているわけですよね。だから、飽くまでも、そこが主眼ですよね、この陳情書自体は。ということは……(発言する者あり)いやいや、そういうことでしょ。ずっと言っていたでしょ。フェイスブックを読み上げましょうか。

大井淳一朗委員長 それは結構ですけど。

中島好人議員 彼のフェイスブックを読み上げましょうか。彼も喜ぶんじゃないですか。宣伝してくれているって。

大井淳一朗委員長 中島議員、それは結構です。

中島好人議員 いいですか。喜ぶんじゃないですか。

大井淳一朗委員長 フェイスブックのことは別に。伊場委員が言われているのは、市議団をぶっ壊すとかぶっ壊さないとかではなくて、形式を見ると、個人名で出されていて、政治団体ではないんじゃないかということで、そこだけ訂正されればいいんじゃないですか。別に、内容を認めたわけではないので、そこだけ。

中島好人議員 例えば、僕らが日本共産党名を出さずに、中島好人議員で出したら、これは共産党じゃないとなるわけですか。

大井淳一朗委員長 内容にもよりますけど、個人となるでしょうね。

宮本政志副委員長 中島議員、飽くまでこの陳情書はこの陳情書です。例えば、 別の陳情書を同じ方が政治団体の代表として出されたものは、またそれ は別々の陳情書になりますので、飽くまでこれは個人の名前で出されて きた一つの陳情書と受け止められませんかね。そうするといろんな関連 性を見て、先ほど「政治団体の」とおっしゃったことに関しては、訂正 されたらいいと思うんですけど。

中島好人議員 先ほども言ったように、内容によるんですよ、内容に。これは 一個人のという内容ではないでしょ。共産党に対する、市議団に対する、 そういう攻撃的な内容になっているわけですから、それはもう明らかに この政治団体としての主張として捉えてしかるべきじゃないか。内容に よると思います。

- 大井淳一朗委員長 ただ、共産党市議団を個人は攻撃しないわけではないです し、個人でもあろうとも団体であろうともあり得ることなので。形式の 話ですよ。この中身を、認めるわけではないので、個人として出ている わけですから、そこだけだと思いますよ。
- 山田伸幸議員 個人と言われましたけれど、政治団体の代表者ということもこれは変えようがない事実として、厳然としてあるわけですよ。現にそのように使い分けをしておられるわけですが、このときの陳述も聞きました。そしてこの内容を見ても、政治的な内容が満載じゃないですか。これは、個人が、例えば、子育て支援のためにこういう政策を是非とも議会で採用してくださいというような陳情であるならそのようにも考えられますけど、これは飽くまでも政治的な内容を持った陳情としか思えないわけですよ。これが政治的な内容がないと言えるわけがないんですよ。ですから、政治団体の代表者と言わざるを得ないですね。
- 中島好人議員 私たちの立場はそういうことですけども、上程されたときに、 私がそのことを指摘して、大井委員長が答えたんで、そのことがおかし いと、委員長報告に対して再度ただしたわけではないんで、ここでずっ と通してもなんですから、一応それなら、それは形式上でいいでしょう。 それはもうそこで、ずっと平行線で、僕も上程された際に、言わば折れ たような形になってしまっているから、私の責任でもあると思うんで、 いいですよ。
- 大井淳一朗委員長 その部分だけ訂正されるということです。そのほかは、皆 さんのそれぞれの主張で、御意見ですので。そのほかは全体的によろし いですか。(「はい」と呼ぶ者あり)この件については、以上とします。

お2人様、お疲れ様でした。

(中島好人議員、山田伸幸議員 退室)

大井淳一朗委員長 それでは、ちょっと暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

午後1時47分 再開

大井淳一朗委員長 それでは委員会を再開します。先ほどの議会活動の正常化を求める陳情について、お2人から意見を聞きました。今後の対応なんですけれども、先般の伊場議員がこの件について一般質問をされました。それを受けて、執行部がアンケート調査等をして、資料がある程度固まっております。これは伊場議員の議員活動だったんですけども、議会運営委員会としまして、議会から資料の提示を求めて、それを基に執行部から事実確認をしたいと思っております。そのような流れでよろしいですか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)今後、そのようにさせていただきます。それでは、続きまして付議事項3点目、山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例についてです。これは、先般の議会運営委員会の中でお示しした条例案がありますけれども、これを本定例会の中で提出に向けて協議しているところです。これについて皆さんから、ここはこうしたほうがいいのではないかとかあれば言っていただいて、もしなければ、この案のとおりいきたいと思っております。

伊場勇委員 事務局からお示しいただいたものでよろしいかと思いますが、確認したいところが2点ありますので、それについて質問させていただきます。まず1点目については、第17条です。登録簿については全国議長会に示されたものには載っていないんですけども、本市議会としてこの登録簿には、より詳しく記載されているほうが、のちのち運用しやす

いということだと思うんですが、その点について御説明をお願いします。

- 島津議会事務局次長 登録簿については現行の個人情報保護条例にも規定されており、市、それから議会ともに、個人情報を取り扱う場合の登録等について定めており、これを遵守しているところです。この度、執行部のほうの施行条例においても、登録簿をそのまま定められまして、執行部はこれまでどおり登録簿を登録していくという形になります。当然、議会においても、執行部と合わせていくという方針を頂きましたので、この登録簿についても、議会の条例に定め、これまでどおりの運用としていきたいというところです。以上です。
- 伊場勇委員 もう1点は、最後の審査会、すみません第51条でして、審査会 に諮問することができるということなんですけど、市の条例もあって市 議会の条例もあって、審査会に諮問する場合は、市の審査会に諮問する ということでよろしいですかね。
- 島津議会事務局次長 委員のおっしゃるとおりです。これまでの条例において も、議会も執行部と一体となって、この審査会に付託してきたところで す。今回、条例を制定するに当たっても、やはり審査請求に関する事務 は専門性が高いため、執行機関に設置される審査会を活用することによ り、効率的な事務の執行が期待できると考え、そのようにしております。 以上です。
- 笹木慶之委員 新旧条文対照表が来ておりますから、これをずっと全部を追ってみましたが、特に問題はないと思いました。改正すべきところは改正してあるし、特に数字を訂正する必要はありません。
- 大井淳一朗委員長 うちの会派も特に異論はありません。この条例案について、 進めていくということでよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)で は、具体的な提案時期については最終日になると思いますけれども、そ

れに向けて動きたいと思います。それでは付議事項4点目、その他です。

中村議会事務局主査兼議事係長 付議事項1については、全員協議会での報告が即必要でありますので、10日の午前9時30分から全員協議会を開催していただいて、議運決定事項の報告を委員長から行っていただけたらと思います。以上です。

大井淳一朗委員長 よろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、そのほか。(「ありません」と呼ぶ者あり)議長もよろしいですか。(うなずく者あり)副議長もよろしいですね。(うなずく者あり)事務局もよろしいですね。(うなずく者あり)それでは、以上をもちまして、第39回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後1時53分 散会

令和5年(2023年)3月6日

議会運営委員長 大 井 淳一朗

第45回議会運営委員会

令和5年5月8日

【開催日】 令和5年5月8日(月)

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時~午後0時32分

【出席委員】

委	員	長	大	井	淳-	一朗	副	委	員	長	宮	本	政	志
委		員	伊	場		勇	委			員	笹	木	慶	之
委		員	森	Щ	喜	久								

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議	長	髙	松	秀	樹	副	議	長	中	村	博	行
議	員	1	島	好	人	議		員	川	田	伸	幸
議	員	岡	Щ		明	議		員	吉	永	美	子

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事	務	局	長	河	П	修	司	事	務	局	次	長	中	村	潤。	と介
議	事	係	長	Щ	田	寿争		議	事	係	主	任	岡	田	靖	仁

【審查内容】

- 1 「陳情書(議会活動の正常化を求める陳情)」及び「政党機関紙の勧誘行 為等における配慮について」について
- 2 申し入れ書(山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また 委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきます よう申請いたします。) について
- 3 その他

午前10時 開会

大井淳一朗委員長 おはようございます。ただいまより第45回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。まず、付議事項1点目、「陳情書(議会活動の正常化を求める陳情)」及び「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」ということでございます。これに当たりまして、委員外議員であります共産党議員団の2人をお呼びしていますので、これを許可したいと思います。それでは、恐れ入りますが、どうぞお座りください。

(中島好人議員、山田伸幸議員 着席)

大井淳一朗委員長 まず、資料の確認をしたいと思います。資料1は竜王中学 校の地籍図です。竜王中学校の地番が4236番ということです。これ は後ほど深く入ります。資料1-2は、「政党機関紙の勧誘行為等にお ける配慮について」という文書で、令和5年3月31日付けで、髙松議 長宛てに藤田市長からこのような文書が出されております。中身につい ては皆さんお読みになっておられるというところでございます。この件 についての資料は以上ということで確認させていただきます。それを踏 まえまして陳情書の中身に入っていくわけでございますが、まず、大き く何点かに分かれておりますので、一つ一つ確認をしていきたいと思い ます。まず、先ほど資料1-2で「政党機関紙の勧誘行為等における配 慮について」という文書が出ております。これは、先般、職員宛てに実 施したアンケート調査の結果を踏まえてこのような文書が出てきたわけ でございますが、この点について、委員から共産党議員団に質問してい ただければと思います。または、共産党議員団のほうから、これを受け て何か言っていただくほうがいいのか、どちらがいいですか。委員から 質問していただければ、そのほうがいいと思います。(発言する者あり) まず、この文書が出たことを受けて、共産党議員団に対応や意見を述べ

ていただければと思います。

- 中島好人議員 この取扱いが議運に諮られることを本会議場で決められたのかどうか。前回の樋口さんのときには、本会議場で、議運決定として議運で取り上げることになりましたという報告がありました。それに対して、私は、それはおかしいんじゃないかということで質疑した経緯があるわけです。そうした中で、議運はそういうことで決められたという回答で、陳情については審議しているわけですよね。それで、この執行部がアンケートした結果を議運の中で審議するというのは、成立するものなんでしょうか。
- 大井淳一朗委員長 まず、この文章につきましては、市長から髙松議長宛てに 出されたものでございます。それを受けて髙松議長から議会運営委員会 に諮問されたという流れでございます。なぜこれを諮問されたかという と、陳情書の中身に関わることですし、前々回ぐらいの議会運営委員会 で、当時の総務部長から答弁があって、アンケート調査を受けてこのよ うな文書を出す予定であるということでした。議会運営委員会の中継を 見ていただいていれば分かると思うんですが、そういった流れを受けて、 今日に至っているということですので、手続的には問題はないと思いま す。
- 中島好人議員 私たちは、3月6日に委員外議員で議運に参加しましたけれども、その際にも言いましたけれども、市長宛てに、議員団として申入れを行っているんですよね。この調査をすべきではないと。慎重に取り扱うことが大事だとしていたわけです。この調査が行われたということについては、重大な問題があると思っているわけです。これは憲法が保障する思想・信条の自由、政治活動の自由に関わる問題であると。同等の問題から、私は全部読み上げた経緯がありますけれども、川崎市議会でこうした調査を行ったことに対して裁判が行われて、裁判の結果、こうした行為について横浜地裁川崎支部は、「市職員が任意に政党機関紙を

購読して、各種の情報を入手し、それを職務に生かすことは最大限に尊重されるべきであって、いかなるものであってもそれを制約することは許されないことは当然」と、裁判の結果、こういう判決が出ていることも紹介しました。ですから、こうした行為についてそもそも取るべきではないと思います。ですから、これの対応について、執行部から出た問題に対して、議会がどうこうどうこうというか、どうするんだ、どうするんだというのは――そもそも議会というのは、議員をチェックするんじゃなくて、行政をチェックしていくことが役割です。行政が、議員がこうしている、ああしている、何とかしてくれと議会に言って、議会が議員に対してどうのこうのと制約を進めていくことがいいのかどうか。ですから、これの対応をどうするのかと聞かれても、ああします、こうしますということは、今の時点では言えません。

大井淳一朗委員長 先ほど、中島議員が言われた横浜地裁川崎支部の判決につ いては、今言われたとおりでございます。ただ、これはあくまでも市職 員に対して購読を禁止するとか制約とか――ここに書いているのが、「市 職員が政党機関紙を購読して各種の情報を入手し、それを職務に生かす ことは最大限尊重されるべきで、いかなるものであっても制約すること は許されない」ということです。これは市職員が購読することを制約し てはいけないと言っているだけで、調査してはいけないとは言っており ません。御存じのとおり、この事件の概要は、そもそもこういったアン ケートを行っていいのかということが争われました。今言われたことは 言っておられますが、結果的に、アンケート調査は思想・良心の自由を 害するものではないという結論に至っております。決してこれが違法で はないということは、裁判上で確認が取れておるところでございます。 そして、これを受けて市が調査し、もちろん無記名の調査ですけど、こ れを行って結果が出て、申入書が出て、議長から議運に諮問されている ということですので、手続的には問題ないということでございます。こ れを受けて、皆がどうされるかということです。

- 中島好人議員 ここでうたっているのは、「職員に心理的な圧力を感じさせる ことのないように配慮をいただきます」という要請ですので、これはも ちろん今までもそういった配慮はしてきていましたけれども、更に一層 そういう心構えで対応したいというのは、当然のことだと思っておりま す。
- 大井淳一朗委員長 このような申入れ書が出た背景は、アンケート調査の結果 を議員団もきちんと見ておられると思いますが、アンケートを140人 に取って、政党機関紙の勧誘を受けたことがあるのは52人、その中で 心理的圧迫を感じたのが43人で、その中で応諾したのが35人、応諾 しなかったのが6人、無回答が2人ということで、無回答は数に入れな かったとしても、少なくとも43人中35人は心理的圧力を受けて購読 しているという結果が出ております。やはりこれを受けて、先ほど配慮 されていると言われましたが、具体的にこの事態を何とか解決しないと いけないと思っておりますので、今日お呼びしたところもあります。あ と、庁舎管理規則の問題もあります。職務の妨げになってはいけないと いうことは、共産党議員団の方ももちろんお分かりいただける部分だと 思います。庁舎管理規則の面から同僚議員が一般質問を行ったというと ころもありますので、その点を踏まえて今後どのように対応されるかと いうことをお伺いできればと思いました。というのは、今後、議会の中 でルール作りをしていこうと考えております。その中で共産党議員団の ほかにも公明党議員団も後ほどお呼びしていますので、御意見をお伺い しようということが今日のいきさつでございます。御理解いただければ と思います。
- 中島好人議員 今庁舎管理規則の話が出されました。僕は、3月6日で本来はもう終わったと思っていたんですけども、庁舎管理規則に基づいて、改める点はきちんと改めて、規則にのっとって進めると言いました。僕は、それに基づいてきちんと進めてきています。現に、庁舎における行為許可証を頂いております。これは、「山陽小野田市庁舎管理規則第7条第

4項の規定により、下記のとおり許可する」と。許可行為は、「政党機 関紙の販売、勧誘、配達及び集金」、場所は、「山陽小野田市長が管理 する各庁舎の管理者が指示する場所」、期間は1年で、令和5年4月1 日から令和6年3月31日。1年ごとに許可するとなろうかと思います。 条件については、「行為を行う時間は、正午から午後1時までの間及び 午後5時15分から午後7時の間とする」と。「行為のときにはカウン ター内に立ち入らないこと。公務の妨げにならないこと。商行為等の許 可証等を携行すること。各関係法令等を遵守すること。」という条件の 下にきちんと許可を頂いていると。もう1点、新聞に折り込まれる点に ついても二つ許可を頂いております。一つ、議会報告等の資料の配布等 で、これが同じような条件で申請し、許可いただいた。それに基づいて、 今行っているのが、3月6日以降の中で行っているんで、その後どうか、 議員に対しては、これに基づいてこういうふうにやっていますとすむ話 が、こうして議運の中で尋問みたいに、あれはどうなったか、こうなっ たかというのは、違うんじゃないかと。「きちんとやっていますよ」、 「そうですか」で済む話をわざわざ議運の中で委員外議員として招致し て質疑するということが、今の議会、議運で本当にいいのかということ を、僕は反対に問いたいと思っています。もっと市民の生活など関わる 中で、自分が果たしていく役割、議会が果たしていく役割、そういうも のが必要となっているときに、こうした政党の活動、思想・信条の自由 の問題について、議会が議員をチェックするようなことはもうそろそろ やめたらどうかと思います。庁舎管理規則に基づいて、きちんとやって いるということを報告したいと思います。

- 大井淳一朗委員長 きちんとやっておられるということで、庁舎管理規則上の 許可ももらっているということですが、これは以前から許可をもらって いたんですか。今回が初めてじゃないですか。
- 中島好人議員 こうした許可をもらうのは今回が初めてです。 3月6日の意向 を受けて、やるべきことはきちんとやろうということを確認しながら進

めているところです。

- 大井淳一朗委員長 分かりました。事実は確認できましたので、委員から、今 以外のことも含めて質問していただければと思います。
- 宮本政志副委員長 先ほどから、議運で扱うのがどうだこうだとおっしゃっていますが、共産党市議団の中で疑問があるのであれば、別途、議運に申入れていただいたらいいと思います。資料1-2、「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」ということで、市長から議長に出された文書について、今回のアンケート結果から職員が圧力を感じた事実があるということは認識されましたか。圧力があったんだと。
- 中島好人議員 僕ら自身はそういうことを全く感じていませんでした。そうい う行為をしたつもりはないんですけども、当然、こうやって見れば、議 員ですからそういうことも考えられるなと思いますので、これは一層配 慮しなければいけないと思います。
- 宮本政志副委員長 そうですよね。アンケートの結果を鑑みたら、圧力を掛けた覚えはないけど、やはり圧力を感じた職員はいたんだと認識できたと。 先ほど中島議員は、今までも配慮してきたんですと、これからも配慮していかないといけないとおっしゃったけど、これまではどういう配慮をされてきたんですか。今からの配慮ではなく、これまでどういった配慮をして圧力をかけないようにしてこられたか、教えてもらえますか。
- 中島好人議員 具体的に、この点について、この点についてというか、そういう感覚で――そういう負担にならないように。だから、結構断られたケースもありましたので、再度お願いするというようなことはないようにという配慮はありました。威圧的な態度はまず取っていないし、気楽に読める、参考になる記事もたくさんありますし、どうですかという感じで言っているわけですから、そういう点での配慮はありました。

- 宮本政志副委員長 質問の前に、中島議員、マイクが遠いけど大丈夫ですか。 中継を見ている人に聞こえるようにマイクを近づけたほうがいいと思い ますよ。これまでの配慮は今おっしゃいました。これからは更に深い配 慮をされなければならないんでしょうけど、具体的にどういった配慮を されていきますか。
- 中島好人議員 具体的にああします、こうしますという話はないんですけども、これは執行部が職員にも出しているわけですから、そういう関係の中で、今までにない対応がされるというふうに、職員の関係もそうだし、それに対してもきちんと配慮していかなきゃいけないというのは――こういった文書が職員にも回されたわけでしょ。職員もそういう自覚の中で進められているから、更に――だけど、あなたはこれを見て精神的な圧力を感じますかどうかというのは、どこまでどうなるか、具体的にはまだ考えていませんけども、これは非常に難しい点があるんで、どうしたらいいかという感じもあります。ただ、ここにもあるように、「政党機関紙購読の勧誘配達及び集金に関わる行為そのものについて規制を求めるものではない」と。改めてここに記載されている意味との関係を、どう私たちの活動に生かしていくかは考えていかなきゃいけないと思っております。
- 宮本政志副委員長 私は、更なる配慮について、具体的にどういう配慮をされるんですかとお聞きしているのに、全然違う答弁が含まれているので、簡潔明瞭に私の質疑に答えてほしいんです。先ほどから配慮していこうとおっしゃっていて、正当化されているわけですから、今までされた配慮よりも、更にどういった配慮を具体的にしていこうと話し合われて、その配慮の下で継続して行動していくということでしょう。だから、どういうふうに配慮されるのか。先ほどは難しいからよく分からないみたいなことをおっしゃったけど、そうしたら、先ほどから言っている配慮していく前提での行動の継続というのは、正当性が欠けるんじゃないで

すか。整合性が取れませんよ。だから、どういう配慮を新たにするのか を具体的に、簡潔に答えてくださいと質疑しています。

- 中島好人議員 まだ、きちんと話し合って、こういうふうにしていこうとは決めていません。ただ、藤田市長が何を言っているかというと、具体的なことについて何も指摘していないわけです。藤田市長は、職員に心理的な圧力を感じさせることのないように御配慮願いますと言っているわけです。具体的に定義がないんだから、どうしたらいいのかは、今後、山田議員と話し合う中で進めるということになろうかと思います。
- 宮本政志副委員長 ということは、共産党市議団の2人は、配慮してください という申入れが、市長から議長に対してあったんだから、きちんと配慮 するべきだとお考えですか。それとも、こういう申入れがされても、い や、配慮する必要はないとお考えですか。どちらですか。
- 中島好人議員 尋問みたいにどうするのか、どうするのかと。執行部のこうした問題に対して、どうするのか、どうするのかと。だから、具体的には考えていないけれども、僕らは職員に心理的な圧力を感じさせているとは感じていなかったけれども、結果としてそのようなことがあるなら、もう少し慎重に考えないといけないと思っているということで、まだ具体的には山田議員と話し合っていませんということです。
- 山田伸幸議員 今の問題については、許可の範囲で対応するということしか言えないですよね。では、どういうことをしたら配慮に欠けた行為なのか。例えば、大きな声を出すなどは今までもやったことがないです。今後は、勤務時間内には絶対に行わないこと、あるいは、執務スペースには立ち入らないということに最大限気を付けると。そういったことはないようにしていくと。あとは、言葉使いについて、最大限相手にとって圧力とならないように、言葉使いに気を付けながら活動していくということだと思います。

- 宮本政志副委員長 そうすると、最大限考慮して、圧力を感じさせないように 努力しますと。もし今後も圧力を感じる職員がいた場合にはどうされる んですか。もうこれはやめられるんですか。
- 山田伸幸議員 それはもう相手次第ですよね。だから、感じていなくても、感じましたと言われたらもうそれまでですから。そういうふうに、どうするんですか、どうするんですかということは、今、宮本委員は、私たちにそういう活動をやめなさいと言っているんですか。配慮を具体的に言えますか。具体的に相手に圧力を感じさせないような配慮とはどういったものかを言えますか。
- 宮本政志副委員長 パワハラでもセクハラでも、受けた側がそう感じたんだから、それはどうしようもないということですから。同じことですよ。そうではなくて、圧力を感じる職員がおられるんであれば、そういった行動を慎むべきではないかという意味で質問しているんです。
- 山田伸幸議員 できるだけそういうふうに取られないように注意して行うとい うことです。
- 宮本政志副委員長 今の山田議員の答弁で一つ安心できたことがあります。政治倫理条例第3条で「次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない」と規定があって、第6号で市職員の公正な職務執行を妨げてうんぬんの後に「働きかけないこと」と書いてあるんだけど、今、勤務時間内に関しては行わないということをおっしゃったんで、業務を妨げることは今後なくなるというところは、まず安心したんです。2人にお聞きしたいのは、どちらが答弁されてもいいんですけど、各職員の自宅に行ってこれ販売したらいいんじゃないですか。なぜ市役所の中でやるんですか。

- 中島好人議員 それはいい提案だと思います。参考にさせていただきたいと思います。
- 宮本政志副委員長 参考にさせていただきたいじゃなくて、僕が今提案したんじゃないんです。なぜ市役所内でやるんですかということです。各職員の自宅に訪問して、赤旗を買ってもらえませんかとお話しすればいいんじゃないですか。提案したんじゃないんです。各職員の自宅に行ったらいいんじゃないですか、なぜ市役所の中でやるんですか、こういった行動を取られるんですかということに対してお答えしていただきたいと思います。
- 中島好人議員 なぜとは深く考えていないんで、本人の意思の中で、自宅の地域での配達集金というのもあります。だから、そういった提案はいいなというんで、今後、自宅への配付という点にも力を入れていきたいというような感じです。なぜと言われても、そんなことを深く考えてないんで、いい提案だと思ったところです。
- 大井淳一朗委員長 今、副委員長がおっしゃったのは、家に行けばいいじゃないかと。今後は時間外にされるんでしょうが、なぜ市役所内でするのかということです。例えば、市役所だったら一度で済むからなどそういうことがいろいろあるじゃないですか。そういうことを言われればいいんじゃないですか。
- 中島好人議員 僕は、40年間議員をやっていますけど、今までそういうことを考えたことがないんです。今までそういう流れに沿ってやってきたんで、今、改めてこういう問題が出てくるならば、それに真摯に対応していくということを心がけているわけです。ですから、なぜと言われても、今までの流れで、本人の希望などの流れで来ているということしか言いようがないんです。なぜ市役所でするのかという話をされても、考えたことがないので、これを受けて、自宅配付もいいことだと感じたので、

そういうことも今後は進めていこうかと思ったところです。

- 大井淳一朗委員長 今自宅とか市役所とかが焦点になっていますが、心理的圧力の関係で聞きたいことがあります。先ほど、例えば、購読を断った場合は再度勧誘はしていないと言われましたが、アンケートでは、4人ほどから、その後も勧誘を受けたことがあるということが出ております。これはもちろん共産党議員団とは限らないんですけれども、共産党議員団とすれば、購読を断った職員に対しては再度勧誘したことはないし、また、例えば、勧誘を断った職員に対して何らかの不利益を課したことはつ切ないということでよろしいですね。そこを確認したいと思います。
- 山田伸幸議員 購読を断られて、改めてその場でまたお願いすることはないんですけれど、例えば、この1年間は購読できないから断ると言われて、 1年後にまたお願いしたことはあります。

大井淳一朗委員長 それは購読活動です。

伊場勇委員 職員個人の政治活動の自由について阻害しようとは一切思っていません。庁内で行われているということで、そこで議員が市の職員に対してどう接するか、市職員がどう感じているかが、問題になっています。圧力を感じるということは、職務にも影響することだと思っております。例えば、議員が頼むとかお願いするとかをしたら、やっぱり市の職員は構えると思うんです。例えば、文章などで勧誘を促すなどのやり方であれば、職員に対しての負担が少し軽減されるかと思うんです。そういったルールを今から議運で作っていこうと思うんです。まず一つ、文書での勧誘についてはどうですか。あまりよくないですか。今初めて聞かれたかもしれませんので、答えられなかったらいいんですけど、その点はどうでしょうか。

中島好人議員 様々な思想・信条の自由や政党の政治活動の自由は、憲法にの

っとって進められている点もあるわけですけども、やっぱりその中で憲法に準じて進めていると。だから、議会が議員活動について様々に自分で自分の首を締めていくようなことを――執行部のこの提案に基づいて、議会が議員の活動そのものを狭めていくという方向で、それを文章でわざわざ確認するようなことはするべきではないと思います。この第7条第4項の規定は網羅されている内容じゃないかと思っています。だから、どういう文章にするかは分かりませんけども、わざわざ文書にするようなことではないと思っています。

- 伊場勇委員 勧誘を受けたときに、購入しなければならないという心理的圧力を感じた人は82.7%いらっしゃったので、これはよくないですね。だからそれをどうするのかというと、言い方を軟らかくするなどはもちろん大事だと思いますが、それ以上に、市の職員に対して文書で共産党の政党機関紙を購読しませんか、こういったいろいろな情報がありますよといったことをすると、市職員の負担が軽減されるんじゃないかという提案でございました。そのことについてはどうですか。あり得ないんですか。
- 山田伸幸議員 政党の活動スタイル、活動の在り方が今問題視されているんですけれど、(「いや、そうじゃなくて」と呼ぶ者あり)いやいや、そうでしょう。だからこういうふうにしたらどうですかということを言われているんですよね。今後、私たちの中でどういうふうにやっていくかは、どういうふうにしたら職員が圧力を感じなくなるのかを考えながら取り組んでいきたいということで、先ほどお答えした範囲内のことではないんでしょうか。
- 伊場勇委員 もう1点、勧誘して購読された方には集金があって、配達がある と思うんです。それは先ほどの許可証を受け取られて、カウンターの外でやってくれということになると思いますが、集金も必ず手集金なんで すか。

- 山田伸幸議員 皆さんも御存じだと思うんですけど、必ず面と向かって、顔を見ながら、いろいろな最近の情勢の話などもしながら集金しております。 希望される方には振込もありますが、そういうことは非常にまれです。 というのも、集金から次の集金までの間が1か月か2か月あるわけで、その中で、市職員の場合はそんなにないんですけれど、市民の場合は、いろいろな変化があって、私たちの助けが必要だということ感じることがあります。私たちは、そういった定期的な面談は必要な手段だと考えております。
- 伊場勇委員 もう一つ、配達についてなんですが、執行部からはボックスを用意すると聞いています。また、ほかの政党機関紙については、置いている場所が共産党機関紙とは違うということがあるんですけども、その辺については改善の考えなどはありますか。
- 山田伸幸議員 配付については、入り口にボックスがあり、部ごとになっているということで、以前にお話がありましたので、今はそのようにして対処しております。
- 大井淳一朗委員長 そのほかの委員からも質疑を受けたいと思いますが、ここ で一旦休憩したいと思います。暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 再開

- 大井淳一朗委員長 それでは委員会を再開いたします。この政党機関紙の購読 や勧誘活動について、委員から質疑はありますか。
- 笹木慶之委員 先ほど中島議員は、許可を3月6日に頂いたと言われましたね。

(「発言する者あり」) 3月6日を受けて、いつ頂かれたんですか。

中島好人議員 許可を申請した日付は出ておりません。

- 大井淳一朗委員長 許可が下りたときでいいですよ。そこに書いてあると思います。
- 中島好人議員 申請は分かりませんけど、許可されたのは、令和5年3月31日となっています。ですから、申請はこれ以前だと思いますけども、3月末の日付で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっています。
- 笹木慶之委員 分かりました。問題は、3月31日にそういう許可を出されながら、なおかつ、藤田市長から髙松議長に対して、議員に対して配慮していただきますようにという文書が来ているわけですね。これを冷静に見て、先ほど御発言があった内容を確認しますと、許可が出たのはあくまで手続論です。こういう手続をしてくださいということであって、精神論は入っていないわけです。したがって、その精神論について、議会に配慮を求められたということは、議員に対する配慮を求められたとしか理解できないわけです。議長宛てですからね。ということになれば、その辺りについて先ほどからいろいろと御発言されて、配慮するということなんですが、そこをどのように受け止めておられるかということをもう一度お尋ねしたいと思います。
- 中島好人議員 非常に難しいんですけども、私たちの認識では、市職員が精神 的な負担を感じているとは思っておらず、ずっと来ていたんですけども、 こうして感じているということが結果として出ていると示されたので、 改めて、山田議員とも今後どうするかを考えていかなければいけないと いうことです。

笹木慶之委員 そうしますと、先ほど来から、以前からもいろいろな配慮をされたと言っておられましたが、今回のこれを受けて、更にその辺りを引締めていかなくてはならないと認識されたと理解していいわけですね。

中島好人議員 そのとおりです。

- 笹木慶之委員 そこで、もう1点お尋ねします。今、機関紙の購読の期間は、いつからいつまでという取決めがあるんですか。
- 中島好人議員 私どもはそういった取決めはやっておりません。あくまでも本人の意思の中で進めているということです。「4月いっぱいまで」、「7月いっぱいまで」と言われたら、「そうですか、それじゃそこまでお願いします」という、こちらからいつまでということはありません。
- 笹木慶之委員 今はないということですが、通常、私たちがそういうものを購読するときには、購読期間があると理解しています。しかし、ないということであれば、それ以上は聞いても仕方ないです。ないということで理解してよろしいですね。

中島好人議員 そういうことです。

大井淳一朗委員長 そのほか、この件に関してよろしいですか。(「なし」と呼ぶものあり)政党機関紙に関しては以上といたします。前回の議運の中で、陳情書を受けて政党機関紙についてと、もう一つ、政党機関紙の中で配付される資料ということで「明るいまち」のことがありました。これについて、以前、質疑がありましたけれども、委員から、「明るいまち」の記述について聞きたいことがあるという意見がありましたので、これについて前回と重複しない限りで追加で聞きたいことがあれば、皆さんから聞いていただければと思います。いかがでしょうか。この「明るいまち」は、新聞赤旗の中に添付されていることから、このような陳

情書が出たと、その中身を指摘することだったと思います。

宮本政志副委員長 この「明るいまち」については、陳情書の中で、事実確認 もしてない記事と、個人を誹謗中傷するようなということが書いてあり ますけど、こういったことは今までにあったと思われますか。それとも、 そんなことありません、これは陳情書自体が違いますということなのか、 その辺りをお聞きします。

中島好人議員前回と重複しています。これはありません。

大井淳一朗委員長 ないということですね。 (「はい」と呼ぶ者あり) 分かりました。

- 森山喜久委員 今、共産党議員団はそういうふうに回答されましたが、実際に 私のことが書かれている内容、例えば、家の売却、つまり、実家又は私 の家の売却という記事があったと思うんです。そういった部分は事実確 認をされていないし、そういった事実はないんですが、そういったこと が記載されています。これは、陳情書で言われている個人を誹謗中傷す るようなこと、プライベートに入っていくようなことではないかと思う んですが、どうでしょうか。
- 山田伸幸議員 何年何月何日付けで出されたものかを具体的に提示していただけるものなら、その記事についてどういうことで書いたかをお答えしようと思います。それと、表現の仕方についてや、その記事に関連する人から事実と違うという指摘を受けることはやはりありました。そういったときには、なるべく近い号でそれについての訂正記事や謝罪記事を掲載することがありました。今、森山議員が言われたことについては、森山議員からそういう申出が今初めてありましたので、それは精査したいと思います。

森山喜久委員 本人に対して事実確認はしないということなんですか。

- 山田伸幸議員 できる限り事実に基づいた記事を書こうと努力しておりますけれど、事実確認を怠る、あるいは、認識が違うことはあろうかと思います。
- 森山喜久委員 事実確認をしてない記事を実際にもう掲載されている中で、今までそれは知らなかったという話――本人が言わないと、周りが言ったとしても聞く耳を持たないということでよろしいんでしょうか。
- 山田伸幸議員 指摘されればそれについては見直して、違うと言われればそう いうふうに対処いたします。

森山喜久委員 具体的な対処とはどういうことなんですか。

山田伸幸議員 それに対する訂正記事になろうかと思います。

- 宮本政志副委員長 事実確認をしていなかったり、あるいは、事実確認を怠ったりして、相手の名誉を著しく毀損したり、誹謗中傷に当たったり、あるいは、事実と違うことを出してしまったりと。それに対して謝罪をすれば足りると思っていらっしゃるんですか。政治倫理条例第3条に、「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し」とあるんです。議員としての品位を全く欠くものではないと、その程度のことなんだとお考えですか。謝罪で足りると思われますか。
- 山田伸幸議員 それは、それを受け取られる人が、それで承服しかねるという ことであれば、裁判に訴えられること等もあるんではないかと想像しま すが、少なくともこの20数年間にそういったことはなかったことです。

宮本政志副委員長 先ほどの森山委員の話を聞いていると、自宅を売却する表

現がどうこうという話ではなくて、事実確認をしようと思ったら、できますね。登記簿の謄本を取るなど調査したらいいだけだから簡単なことですよね。事実確認を怠ったなどではなく、なぜ怠るようなことが出てくるんですか。全部事実確認してから出すんじゃないんですか。たくさんの人の目に触れるわけでしょう。

- 山田伸幸議員 これは議員団としてニュースを出しているわけですから、基本 的には検討した上で出しております。それでもこちら側の得た情報と事 実が違うということであれば、それは確認の上、訂正し、謝罪すること はやぶさかではありません。ただ、それで承服しかねるということであ れば、また別途考えなくてはいけないと思います。
- 宮本政志副委員長 個人名は出さないけど、例えば、ある議員とある市民の方がじっこんでどうこうというような事実無根なことを書いたとことも僕は目にしているんです。そういったことも事実確認をせずに出すということは、意図的なものがあるんですか。例えば、共産党に刃を向けたら、あるいは、我々に対してこういった行動を取ったら、先ほどの憲法とおっしゃったけど、表現の自由等を盾に書いてやるぞという威圧的な感情は全くないですか。
- 山田伸幸議員 じっこんうんぬんということは、恐らくこの記事だろうと想像 はつきますが、それについて、直接御本人等から、「これは心外だ、事 実無根だ」と言われれば、それについてはきちんとお答えしようと思います。
- 宮本政志副委員長 僕の質問は、先ほど言ったように、共産党に盾突いたりするとこういうふうに事実確認をせずにどんどん記事を書きますというような気持ちはゼロなんですか。それとも、少しでもあったんですかということです。

- 山田伸幸議員 相手を威圧するような、脅すようなことはないような編集を心がけているつもりです。ただ、議員団としてこれが正しいかどうかということで言えば、一応議員団としてチェックして編集しておりますので、もしそういう申出があるのなら、それについては真摯に対応したいと思います。
- 伊場勇委員 今、山田議員は、受け取る側がどういうふうに考えるかによって 違うということを言われたと思うんですけども、「明るいまち」は、議 員の名前で作って、たくさんの人に配られるので、その影響力も考えな ければいけない。議員として書くべきことと、これを書いてしまうとい ろいろな誤解が生じるということなどがあり、議員2人の名前で出され ているものですが、議会としても見られる可能性がある。その中に書か れている個人の中でも誤解を招くこともあり得るかと思います。もちろ ん、議員2人の主張は、しっかり主張されていいことだと思うんですけ ども、その内容については少し気を使っていただくこと、配慮すること も必要じゃないかと思うんです。その点については申出があったら訂正 すると。これからのことについても、特に変えないということなんです か。
- 中島好人議員 私どもは日本共産党として、今の政治状況、山陽小野田市の状況などを市民に知らせていこうということで、基本的に活動しているわけです。そうした中で、基本的に毎週発行していますから、どうしてもゆっくりと、じっくりと記事を煮詰める期間が短いときもあります。しかし、事実確認をきちんとしなくてはいけないというのは、改めてそういうことは政党活動としてきちんとやっていかなければいけない。しかし、そうできなかった場合には、そういう申出に真摯に取り組んでいきたいと思います。その辺をもっと慎重にしていかなければいけないということは、心がけていきたいと思っています。

宮本政志副委員長 できなかった場合というお話が今出ましたが、日本共産党

というよりも山陽小野田市議会の共産党市議団2人の問題のように思います。陳情書に書いてあるように、今後は事実確認をしてない記事は載せませんと、個人を誹謗中傷するような記事も載せませんと断言されたらいいだけじゃないですか。それを断言せずに、できない場合もあるということは、今からも変わらず事実確認しないで記事を出しますよと、個人を誹謗中傷するような記事を出しますよと聞こえるんです。ここできちんと断言されたほうがいいんじゃないですか。事実確認していない記事を載せることは、本来してはいけないでしょう。日本共産党というよりも2人の問題だと思うけど、今後、事実確認をしてない記事を載せないようにできませんか。それと、個人を誹謗中傷するような記事も載せないようにできませんか。

中島好人議員 事実確認それぞれあるかと思いますけど、ここで確約はできません。しかし、私どもは誹謗中傷をしないということは断言できます。

大井淳一朗委員長 事実確認については、性質上どの部分が問題なっているかがなかなか分からないところもありますので、この問題は一旦ここで置こうと思います。いずれにしましても、今度この問題について検討したいと思います。続きまして、陳情書中の「教育委員会の管理する」という内容についてです。竜王中学校の前の土地の件でございます。資料1-1に地籍図があります。数字が小さくて分かりにくいんですが、皆さんは大体分かっていただけると思いますが、4235番という広い土地があります。また、3923番という広い土地があって、これは竜王中学校です。4235番は校舎があるところで、3923番が運動場ですね。ここで確認したいのは、正門を出て左側にあります10836-7番のところではないかということで、まず事実確認をしたいと思います。学校を出てすぐ左で、その下が3951-3番です。この10836-7番は緑地になっております。山田議員は、ここで街宣活動していたということで、許可を得てやったのかという内容の陳情だったと思います。改めて確認ですが、山田議員、この10836-7番で街宣活動をして

いたということで間違いないでしょうか。

- 山田伸幸議員 街宣した日には、10836-7番という自覚はありません。 この辺りとしか言えません。区画が明確に区切られているわけではなく、 単なる草地です。今、委員長が言われた3951-3番もずっと同じ流 れで、桜の木が植えられていて、草地が続いているところです。私は、 車を横付けして、そこで街頭宣伝を、大体土曜日や日曜日にやっており ます。なぜ、土曜日、日曜日かと言うと、授業等に影響がないようにと いうことを考えているためです。
- 大井淳一朗委員長 10836-7番又は3951-3番の周辺ということでよろしいですね。というのは、10836-1番が隣にあるんですが、民家ですから、ここで行うことはないので、緑地になってるところでされているということです。土日で授業の妨げにもなっていないということです。この確認が取れました。これについて皆さんから聞きたいことがありますか。ちなみに、10836-1番を山陽小野田市が所有していることは、確認が取れております。恐らく、3951-3番も桜の木が植えてあります。これも山陽小野田市の土地であろうと。その部分の登記事項要約書は取っていなかったんですが、確認は取れております。
- 宮本政志副委員長 学校の前ですから、私も現場を見に行って、確かにこの資料1-1の図のように、ここからここということは分かりにくいですけれど、そもそも、道路とかこの辺りは学校の敷地かなどを考えるんですか。あるいは、個人の所有地かと考えて街頭宣伝されるんですか。それとも、全く関係なく、ちょうど車がとめられるということでされるんですか。
- 山田伸幸議員 ここについては、もう二十数年前から、折に触れて街頭宣伝してきた土地です。それについて教育委員会からも何も言われたことはありませんし、近所の方からも苦情を受けたこともありません。

- 宮本政志副委員長 5年だろうと、20年だろうと、100年だろうと関係な く、何も言われなかったら許可を取る必要はないとお考えですか。
- 山田伸幸議員 許可を取らなくてはいけない明確な私有地というところでは、 許可を得て行っております。しかし、路側帯や空き地では道路交通法上 の妨げにならないように配慮して行っております。
- 宮本政志副委員長 僕が聞いたのは、何も言われないからどうこうではなくて、 許可を取る必要があるのかどうかを考えずに、そのままどこでもされる んですかということです。今、私有地のことを言われたんだけど、それ をさっき聞いたんですよ。何も言われなかったら許可を取らなくてもい いんですかということです。
- 山田伸幸議員 明確にロープが張ってあるとか、あるいは、立ち入るなと書いていれば、そういったことに配慮しますが、基本的にスペースがあれば行っております。
- 宮本政志副委員長 今、山田議員は、共産党だけではなく、議員であろうと、 一般の方だろうと、明確にロープや進入禁止の立て看板がなかったら、 他人の土地だろうと、あるいは、国、県、市の土地だろうと関係なく自 由に使っていいんじゃないですかとおっしゃったんですね。
- 山田伸幸議員 意図がよく分からないです。これは前回も言いましたけれど、 今までそういったことでやめてほしいと言われれば、すぐ引き上げてお りますし、許可を取る必要がある土地なのかどうなのかについては、も し許可が必要であれば許可を取ってやりますが、必要でないと思われれ ば、許可なくやっております。
- 宮本政志副委員長 許可が必要かどうかというのは、あなたたちが決めること

じゃないです。そこが市の土地かどうか確認して、もし市の土地だと思ったなら、教育委員会や市に「ここでこういう活動をしますけど、よろしいですか」とは聞いていないんですね。聞く必要はないと思うんですね。

- 山田伸幸議員 どういう意図でそういうふうに言われるのか分かりませんけれ ど、必要性について、そこまで私たちが何か違法行為をしているという 認識なんでしょうか。
- 宮本政志副委員長 違法行為、不法行為うんぬんじゃなくて、陳情書に書いてあることを聞いているんです。「教育委員会の許可は取られていないとのことです。」と書いていますよね。教育委員会が管理する土地においてと書いてあるんです。先ほど委員長も事実確認のために土地を示して、確定はなかなか難しいので、その付近という形だったけれど、「仮に市の所有地で教育委員会が管理する土地であれば、許可を取られていないとのことです。」と書いてあるんで、許可を取られていないんですか、取る必要はないんですかということを聞いているんですよ。
- 山田伸幸議員 陳情書が出て以降、私も教育委員会に問い合わせましたが、「別 にここで何かを制限しているようなことはありません」と聞いておりま す。
- 宮本政志副委員長 そのときに教育委員会から、「今後は許可を取ってください」と言われませんでしたか。許可を取る必要はない土地なんですね。
- 山田伸幸議員 たまたま教育委員会が管理する学校敷地及びグラウンドのそば にあるから教育委員会が管理しているということで、学校関係者が共同 作業で草刈り等をやっていますが、特別に管理しているわけではないと いう返事を頂きました。許可については何も言われておりません。

伊場勇委員 そもそも、市の土地であれ、個人の土地であれ、立ち入るときに は許可が必要じゃないかと思うんです。注意されたらやめるけど、そも そも入っていいのかと。そこの解釈なのかと思うんですよ。僕は、許可 を取るべきだと思うんです。選挙期間中はルールが違うじゃないですか。 しかし、普段の街頭演説のときは、許可を得るのが普通だと思うんです けれど、その辺はどう考えていますか。

山田伸幸議員 明確に許可が必要だと分かるところは許可を取っています。

- 伊場勇委員 明確にというのは、所有者がきちんと分かっているなどだと思うんですけど、そうじゃないところでやるということについて、明確に分かっていないからいいのかというと、そうじゃないと思うんですよ。問題が起きなければいいということでもないと思うんですよ。そういうふうにも受け取れます。私も含めて議員は、街頭演説することがあると思うんです。そのときには許可を取ってやるべきだと思うんです。そうではないという考えなんですね。
- 山田伸幸議員 教育委員会が管理する土地については、もう一度確認しますが、 ほかのいろいろな土地で1日に20回とか30回とかやりますので、そ れらについて全部許可を取ってやってきておりませんでしたので、その 辺りは今後考えながら対応したいと思います。
- 宮本政志副委員長 是非前向きに検討していただきたい。議員ですから。「品位と名誉を保持し」と、議会基本条例にもあるんですよ。それを他人の土地に勝手に車をとめてしゃべることを繰り返すこと自体が、品位と名誉に欠ける行動につながりかねないので、街頭演説するときには、全て許可を取った土地でやっていくという方向性で是非前向きに検討していただきたいと思います。山田議員、中島議員いかがですか。

山田伸幸議員 道路交通法上の許可を取る必要がある場合には、道路交通法に

のっとって許可を取ります。しかし、通常の数分間の街頭宣伝には道路 交通法上の許可は必要ないと確認しております。ただ、明確に民地であ れば、ここでやってもいいですかという許可を今後取っていこうと思い ます。

大井淳一朗委員長 そのほかこの件に関して、ほかに質疑はよろしいですか。 (「なし」と呼ぶ者あり)それでは以上とします。それでは、共産党議 員団の皆さんお疲れ様でございました。暫時休憩しまして、公明党議員 団から御意見を伺いたいと思います。暫時休憩します。

 午前11時25分 休憩

 (中島好人議員、山田伸幸議員 退席)

 午前11時38分 再開

大井淳一朗委員長 それでは委員会を再開いたします。付議事項1点目について、先ほど共産党議員団からお話を聞きました。続きまして、公明党議員団の2人に来ていただいていますので、委員外議員として許可したいと思います。

(岡山明議員、吉永美子議員 着席)

大井淳一朗委員長 本日は、委員外議員として出席していただきましてありがとうございます。公明党議員団の2人にお伺いしたいのは、「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」という文書が、藤田市長から髙松議長宛てに、3月31日付けで出されております。この内容及びそれに基づく職員に対するアンケート集計結果については、皆様既にお読みになっていることを踏まえて、これについて公明党議員団の2人にもお伺いしたいと思っております。初めに、「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」という文書が出されておりますが、最初ですので、公明党議員団の政党機関紙の勧誘行為について、どのような形で勧誘行

為を行っているか、実情を教えてください。

吉永美子議員 公明新聞のお願いをするという点につきましては、人事異動な どももちろんありながら、特に課長などに昇進されたということで動く ことは多々あると思っています。今、配慮についてという文書が出てお りますので、併せて申し上げてよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ 者あり)この点につきまして、事の発端は市民から共産党に対して陳情 書が出たことではございますが、市としてアンケートを取られて、複数 の政党機関紙という中でのことではありますが、この点につきましては アンケート結果を真摯に受け止めさせていただきたいと思っています。 今まで意識してきたことは、カウンターの中には絶対に入らずに行って きました。ですので、机に行って、その方に直接お願いするということ は一切しておりません。その点は申し上げさせていただきたいと存じま す。また、話は出ているかと思いますが、この3月31日に初めて庁舎 における行為許可証が出ております。その中で、勧誘と集金について、 正午から午後1時、また、午後5時15分から7時ということ。そして、 これまでどおり、行為はカウンター内に入らず、公務の妨げにならない ようにということで、今後も職員の皆様に圧力を感じさせないように配 慮したいと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、複数の政党 機関紙とはいえ、アンケートの中で、「圧力を感じた」というところが 出ておりますので、その点は本当に今後も心して取り組んでいきたいと 改めて感じております。

大井淳一朗委員長 時間について、これからは時間外に行うんですが、これまでも時間外だったのか、それとも、これまでは時間内もあったという認識でしょうか。これについてお願いします。

吉永美子議員 以前は、時間内に行っておりました。

大井淳一朗委員長 その上で皆さんのほうから、公明党議員団の2人に対して

質疑してください。

伊場勇委員 機関紙の配達についてはどのようにされておりますでしょうか。

- 吉永美子議員 以前からそうですが、配達する担当者がおりまして、庁舎の入り口に置いて行かれております。当時の総務部長からお話があって、名前が見えてしまうということで、ボックスを用意するというお話は聞きました。
- 笹木慶之委員 3月31日付けで許可証が出されたということですが、その許可証は誰宛てに出されたんですか。
- 吉永美子議員 私が代表として許可を受けまして、吉永美子宛てになっております。人数は2人、岡山議員と私ということで届けております。
- 笹木慶之委員 そうしますと、いわゆる市議会議員に対して出されたというふうに理解していいんですか。
- 吉永美子議員 私はそのように思っております。
- 笹木慶之委員 同日付けで、市長から議長に配慮についてという文書が併せて届いています。その中では、勤務時間中のことはもとより、心理的な圧力を感じているということについて書いてありますが、追ってそういった文書が出たことに対してどのように受け止めておられますか。
- 吉永美子議員 先ほど申し上げましたが、複数の政党機関紙ですので、公明新聞についてということではないので、なかなかお話しづらいところではあるんですが、公明新聞は全く関係ないとは認識しておりません。今後も本当に気を付けていかなければいけないと真摯に受け止めさせていただいたところです。

笹木慶之委員 公明党の機関紙については、購読期間を切っておられますか。

吉永美子議員 それは人によって違います。

笹木慶之委員 購読期間のない方もおられるということですか。

吉永美子議員 そういう方も中にはおられます。

- 宮本政志副委員長 先ほど山田議員、中島議員にもお聞きしたことで、同じことをお聞きします。市役所で勧誘、配達、集金などをされずに、個々の職員の自宅に行かれるということはされないんでしょうか。なぜ市役所でされるのかと思っており、それをお聞きしたいと思います。
- 吉永美子議員 市役所と御自宅どちらがいいですかと言うと、御自宅がいいと おっしゃる方も中にはおられます。ただ、私たち議員のほうが職員にお 会いする機会は多いんです。本来の集金の方は別にいるんですが、その 方にとっても、どちらにも負担をかけないために、議員が集金している という面はあります。新聞は家に届いているけど、集金は議員が行うことはあります。
- 宮本政志副委員長 公明党はそのように選択できるということはよく分かりました。先ほど、吉永議員は、「今後は心して取り組んでいこうと思います。」とおっしゃったんですよ。具体的にはどのように心して取り組んでいかれるか。このアンケートを前提として、どういった点に気をつけて取り組んでいかれるおつもりですか。これも先ほどの山田議員、中島議員にお聞きしたことなんですが、いかがでしょうか。
- 吉永美子議員 これまでもそのようにしてきたつもりですが、相手の方が「無理です」と言われたときには、「いやいやいやいや」ということはしな

いようにしてきたつもりですし、これからもその思いでいきたいと思います。

- 森山喜久委員 今の答弁は、再度勧誘しないという意味だと認識してよろしいですか。
- 吉永美子議員 それは絶対ないとは言いません。中には、年数がたって、余り 具体的に言うと個人情報になりますが、何年かしたら勧誘して大丈夫だ と感じて、何年かたってから「そろそろいかがでしょうか」ということ はあります。
- 伊場勇委員 集金の仕方ですが、手集金と振込があると思うんですが、それは 人によって対応を変えていますか。先ほど共産党市議団から、集金の仕 方には手集金と振込があると聞きましたが、いかがですか。
- 吉永美子議員 基本的には最初から振込でいかがですかとは言ってきませんで した。
- 岡山明議員 振込につきましては、公明新聞単独ではできないという状況もありまして、聖教新聞という新聞もありますが、その絡みもありますので、 単独ではできません。
- 大井淳一朗委員長 そのほか質疑はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり) この話題とは少しそれるんですが、先ほど共産党議員団にもお伺いしたことについて、公明党議員も街宣活動をされておりますが、このときの許可について、差し支えない範囲で、公明党議員団の街宣活動の実情を教えていただければと思います。
- 吉永美子議員 私個人で申しますと、私の場合には、車をとめて、車に旗を挟むので場所が必要です。当然ですが、個人の方には、「ここでさせてく

ださい」と言って、了解を得ておりますし、岡山議員も同じだと思っています。

大井淳一朗委員長 それではほかに質疑はよろしいですか。 (「なし」と呼ぶ 者あり) 公明党議員団の2人、お疲れ様でした。ありがとうございまし た。それではここで暫時休憩します。

> 午前11時50分 休憩 (岡山明議員、吉永美子議員 退席) 午後0時5分 再開

大井淳一朗委員長 それでは委員会を再開いたします。付議事項2点目、申入れ書について、例の撮影の許可ということで資料2があります。これにつきましては、前回の議会運営委員会の中で動画撮影は認めない。これは音声なしも音声ありも含めて動画撮影は認めないけど、写真撮影は認めますということを決定いたしました。その中継を御覧になっていた方からでしょうけど、資料2のとおり抗議文が出ました。内容からいくと、動画ありと動画なしの区別が付かないのであれば、写真撮影と動画撮影の区別も付かないんじゃないかと。それについてはどうなのかという内容の抗議文だったと思います。これについて、皆さん、抗議文の内容は読んでおられると思います。これについて、皆さん、抗議文の内容は読んでおられると思います。これについて皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

森山喜久委員 既に写真撮影については可としていて、既にその運用が始まっています。ただその中で、今回、写真撮影と動画撮影の区別がどうなのかという指摘がありましたので、申請書に今日撮った写真については確認させてもらう旨を入れ、写真撮影の確認をさせてもらうことが1点で、もう一つ、写真撮影といいながら動画撮影をすれば、今後は許可しないなどの内容を申請書に記載する必要があるのではないかと思っています。



山 選 第 1 3 0 号 令和 5 年 (2023 年) 5 月 3 1 日

山陽小野田市議会 議長 髙 松 秀 樹 様

山陽小野田市選挙管理委員 委員長 野 田 武



選挙人名簿登録者の確認について(回答)

令和5年5月26日付け山議第317号で依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 調査請求書に記載された者に係る選挙人名簿の登録の有無有
- 2 調査請求署名簿に記載された者で、選挙人名簿に登録のある者の数 104人
- 3 登録の有無を確認した選挙人名簿令和5年3月30日現在の選挙人名簿

